

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 1 3 日

指定就労継続支援（A 型・B 型）事業所 御中

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

令和 7 年度工賃（賃金）実績について（依頼）

平素より本県の障害保健福祉行政に格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から報告依頼があったので、下記のとおり報告くださるようお願いいたします。

なお、報告いただいた賃金・工賃実績等の集計結果については、今後県のホームページ等で公表しますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 報告の対象

令和 8 年 4 月 1 日時点で現存する就労継続支援 A 型事業所及び就労継続支援 B 型事業所

※ 生活介護事業所・就労移行支援事業所等において実施する生産活動に係る工賃等については報告の対象外です。

2 報告様式

「報告票（令和 7 年度 工賃（賃金）実績の報告）.xlsx」ファイル内には、「就労継続支援 A 型（雇用型）・（非雇用型）」、「就労継続支援 B 型」の 2 シートがありますので、該当するシートに記入願います。

※ 同じ事業所において A 型、B 型双方の事業を実施している場合は、それぞれについて報告してください。

※ 報告票様式等のデータは、県ホームページにも掲載しています。

〔URL〕 「障害者の就労支援について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/sienhou-shuurousien.html>

3 提出期限

令和8年8月7日（金）

4 提出方法

以下アドレスあて電子メールで提出してください。

〔提出先〕 syahuku-syougai@pref.aomori.lg.jp

（中核市（青森市・八戸市）所管の事業所については、各中核市に実績の取りまとめを依頼しているため、所管の中核市あてに提出してください。）

5 留意事項

- ・ 報告票の作成に当たっては、別添の「作成要領」や「「就労継続支援 A 型（雇用型）・（非雇用型）」シートの記入上の留意事項等」、「就労継続支援 B 型」シートの記入上の留意事項等」、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」を参照してください。
 - ・ 就労継続支援 B 型事業所については、報告票内に他事業（中小企業診断士による事業所への訪問助言事業）の希望照会欄を設けていますので、併せて回答願います。
- ※ 訪問先の検討のための照会であり、今回照会の希望をもって訪問が決定するものではありませんので、御了承願います。

【担当】

障がい福祉事業者グループ 久米田

電話：017-734-9308

FAX：017-734-8092